

特別管理産業廃棄物処分業許可証

優良

住所 仙台市若林区卸町東五丁目3番28号

氏名 鈴木工業株式会社
代表取締役 鈴木 伸彌

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

仙台市長 郡 和 子



許可の年月日 令和 7年 2月21日

許可の有効年月日 令和 9年 6月28日

1 事業の範囲
事業の区分

中間処理 (焼却、中和)
特別管理産業廃棄物の種類
焼却

焼却施設A 燃え殻 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物及びダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

汚泥 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物及びダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)

廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)

廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)

感染性産業廃棄物

焼却施設B 燃え殻 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物及びダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

汚泥 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン及びダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロ

【鈴木工業株式会社 公表用】 WEBダウンロード版
次の利用目的に限るものとし、当社の許諾を得ない目的外
利用は無効。
「①許可内容を確認する為の閲覧」
「②当社と締結した処理委託契約に添付する許可証の写し
の更新の為の複写・保存」



- エタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン及び1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの並びにカドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン及びダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のもの並びにカドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン及びダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- ばいじん (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン及びダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 感染性産業廃棄物

中和

- 廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)
- 廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)

2. 事業の用に供するすべての施設

| | | | |
|-------|----------------------|-------------|--------------------|
| 施設の種類 | 焼却施設 (固定式2施設) | | |
| 焼却施設A | | | |
| 設置場所 | 仙台市宮城野区仙台港北二丁目14番地の3 | | |
| 設置年月日 | 平成14年11月20日 | | |
| 処理能力 | 燃え殻 | 0.54 t/日 | (0.090 t/時間×6時間) |
| | 汚泥 | 0.54 t/日 | (0.090 t/時間×6時間) |
| | 廃油 | 12.90 t/日 | (0.539 t/時間×24時間) |
| | 廃酸 | 13.60 t/日 | (0.567 t/時間×24時間) |
| | 廃アルカリ | 13.60 t/日 | (0.567 t/時間×24時間) |
| | 感染性産業廃棄物 | 10.30 t/日 | (0.428 t/時間×24時間) |
| 許可年月日 | 平成16年 8月 2日 | | |
| 許可番号 | 仙台市 (環廃指) 指令第143号 | | |
| 焼却施設B | | | |
| 設置場所 | 仙台市宮城野区仙台港北二丁目13番地の3 | | |
| 設置年月日 | 令和 7年 2月10日 | | |
| 処理能力 | 燃え殻 | 8.0376 t/日 | (0.3349 t/時間×24時間) |
| | 汚泥 | 9.2112 t/日 | (0.3838 t/時間×24時間) |
| | 廃油 | 17.6760 t/日 | (0.7365 t/時間×24時間) |
| | 廃酸 | 17.4528 t/日 | (0.7272 t/時間×24時間) |
| | 廃アルカリ | 17.4528 t/日 | (0.7272 t/時間×24時間) |
| | ばいじん | 9.6120 t/日 | (0.4005 t/時間×24時間) |
| | 感染性産業廃棄物 | 19.2312 t/日 | (0.8013 t/時間×24時間) |
| 許可年月日 | 令和 6年 3月29日 | | |
| 許可番号 | 仙台市 (R5環廃事) 指令第128号 | | |

【鈴木工業株式会社 公表用】 WEBダウンロード版
 次の利用目的に限るものとし、当社の許諾を得ない目的外
 利用は無効。
 「①許可内容を確認する為の閲覧」
 「②当社と締結した処理委託契約に添付する許可証の写し
 の更新の為の複写・保存」

施設の種類 中和施設（固定式1施設）
設置場所 仙台市宮城野区仙台港北二丁目14番地の3
設置年月日 令和6年4月15日
処理能力 廃酸 0.64m³/日（0.08m³/時間×8時間）
廃アルカリ 0.64m³/日（0.08m³/時間×8時間）
許可年月日 対象外施設
許可番号

3 許可の条件
なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成5年6月29日 新規許可
平成10年6月29日 更新許可
平成14年3月28日 変更許可（廃酸、廃アルカリの中和処理の追加）
平成15年1月21日 変更許可（焼却処理に廃酸の追加）
平成15年6月29日 更新許可
平成16年11月1日 変更許可（焼却処理に燃え殻、汚泥の追加）
平成20年7月17日 更新許可
平成25年6月29日 更新許可
平成26年4月1日 変更届出（代表者変更）
平成26年11月17日 変更届出（住所表示変更）
令和2年6月29日 更新許可
令和6年5月2日 変更届出（中和施設設置、廃止）
令和7年2月21日 変更許可（焼却施設の追加に伴い、焼却処理に特定有害産業廃棄物の追加）

5 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無 有

【鈴木工業株式会社 公表用】 WEBダウンロード版
次の利用目的に限るものとし、当社の許諾を得ない目的外
利用は無効。
「①許可内容を確認する為の閲覧」
「②当社と締結した処理委託契約に添付する許可証の写し
の更新の為の複写・保存」